入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年５月15日

支出負担行為担当官

中部地方整備局副局長　西尾　保之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第４号

1　業務の概要

1）品目分類番号　42

2）業務名　令和６年度四日市港石原・塩浜地区土質調査

3）業務内容　本業務は、四日市港の塩浜地区及び石原地区の海岸保全施設の設計に必要な資料を得るために実施するものである。

4）履行期間　契約締結日から令和７年２月28日まで

5）本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、品質確保の観点から中部地方整備局（港湾空港関係）が別に定める価格（以下、「品質確保基準価格」という。）を設定する予定価格が100万円を超える総合評価落札方式においては、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

6）本業務は資料提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることが出来る。

7）本業務は、競争参加資格確認申請書を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する業務である。

8）本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、競争参加資格確認申請書の提出者が選択できるものとする。

9）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

10）本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2　競争参加資格（企業に関する資格要件）

1）入札参加者に関する要件

⑴　次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ａ．予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

ｂ．中部地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度測量・調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていること。

ｃ．会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）

ｄ．競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ｅ．警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ｆ．上記ｂ．に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の日において当該資格の決定を受けていなければならない。

②　設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年４月11日付中部地方整備局副局長）に示すところにより中部地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）決定を受けていること。

また、上記に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

⑵　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

2）競争参加資格確認申請書等に関する要件

⑴　競争参加資格確認申請書等の提出者に対する要件

①　競争参加資格確認申請書等を提出する者は、平成26年度以降公告日までに完了した以下のいずれかの「同種業務」実績を有する者であること。なお、設計共同体の場合は、代表者及び構成員が「同種業務」の実績を有さなければならない。

・同種業務：港湾又は海岸における土質調査を行った業務

ただし、上記①の実績が全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）の発注した業務で請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、請負業務成績評定通知書の写しを添付すること。なお、当該評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

⑵　配置予定管理技術者に対する要件

①　配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

イ）技術士（総合技術監理部門（「建設―土質及び基礎」、「建設―河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設―港湾及び空港」、「応用理学―地質」）、建設部門（「土質及び基礎」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「港湾及び空港」）又は応用理学部門（地質））

ロ）ＲＣＣＭ（「河川、砂防及び海岸・海洋部門」又は「港湾及び空港部門」）（ただし、港湾関係の実務経験が３年以上ある者に限る）、土木学会認定土木技術者（上級（「コースＡ　流域・都市」、「コースＢ　海岸・海洋」）又は１級（「コースＡ　流域・都市」、「コースＢ　海岸・海洋」））又は港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）

ハ）ＲＣＣＭ（「地質部門」又は「土質及び基礎部門」）（ただし、港湾関係の実務経験が３年以上ある者に限る）、ＡＰＥＣエンジニア（「Civil」、「Structural」、「Geotechnical」、「Environmental」、「Mining」又は「Industrial」）、土木学会認定土木技術者（特別上級、上級又は１級）、地質調査技士（「現場調査部門」又は「現場技術・管理部門」）（港湾関係の実務経験が大卒者は５年以上、高卒者は８年以上ある者）

ニ）発注者が上記イ）、ロ）またはハ）と同等の能力と経験を有すると認めた者

※　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

競争参加資格確認通知の日は４　４）のとおり。